

ベトナム在留のための「安全の手引き」

I はじめに

- この手引きは、次のような点を踏まえて作成しています。
 - 対象とする主な読者：主として、ベトナム大使館館管轄区域（ザーライ省及びビンディン省以北の地域）の在留邦人の皆様を想定しています。
※ 住所又は居所を定めて滞在することを“在留”と言い、在留する日本人を“在留邦人”と呼びます。
 - 位置づけ及び構成：「外務省海外安全ホームページ」に掲載されている地域情報「ベトナム」、「海外安全お役立ち情報」等を相互に補完するものとして作成しています。この手引きでは、特に、「防犯」及び「緊急事態対処」に関し、ベトナムに特徴的な内容を取り扱おうとしています。
 - はじめに
 - 防犯の手引き
 - 交通事情・交通事故対策
 - 緊急事態対処マニュアル
 - 緊急連絡先等
 - 注意事項：この手引きは、ベトナム大使館管轄区域のことについて書かれていますが、当館の入手する情報は、当館が所在し、在留邦人が多く、各種情報の提供が受けやすいハノイ市周辺に関することに集中する傾向があることから、ハノイ市周辺以外の地域の事情とは異なる掲載内容である場合があるかもしれません。ハノイ市周辺以外の地域にお住まいの方におかれては、この点、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 当地の在留邦人を含む外国人の安全確保は、当国の主権の下に、一義的にはベトナム政府が責任を有しています。日本国大使館は、邦人保護の観点から、安全対策や不幸にも発生してしまった被害に関して、ベトナムの法令等に従って適切に解決が図られるよう可能な範囲で支援を行っています。
- 在留邦人の安全を確保することにおいては、邦人コミュニティにおいて、互いに協力し合い、注意を呼び掛け合うことが大切です。この手引きに掲載される内容は、皆様から寄せられる情報が非常に貴重な情報源となっています。お気づきの点、ご自身の経験談、安全に関する出来事等について、情報を提供いただける方がおられましたら、メール、電話等により、大使館への情報共有をよろしく申し上げます。

II 防犯の手引き

- 在留における犯罪リスク（心構え）
 - 世界各地で見られる犯罪手口には、当地においても過去に発生が見られたものもあり、また、今後いつ何時でも引き起こされる可能性があります。このことから、海外安全お役立ち情報の「海外安全劇場」([こちら](#))及び「海外邦人事件簿」([こちら](#))をご一読下さい。

(2) 総論

ア 当地では、ベトナム刑法により、日本と概ね同様の一般的な権利の侵害行為（身体及び財産への加害等）について、犯罪とされています。また、公権力が行う犯罪の処罰等の手続きについては刑事訴訟法に定められています。万一、公務の執行によって損害が生じた場合に関しても、法律に基づいて、国家賠償制度が定められています。

イ 一般的な犯罪被害については、法律により、人民警察において取り扱うこととされており、犯罪発生場所を管轄する警察に届け出ることとされています。保険請求等に必要な場合には、警察に届け出たことを証明するレポートの発行を要請することができます。

なお、ベトナムにおいて犯罪の被害を届け出る場合には、日本とは異なり、ベトナムの法律で犯罪と言える行為が実際に引き起こされたかどうかを確認する「立件」という手続きがあり、届出が受理されるまでに時間（3日～5日程度）がかかる場合があります。

現場の警察官はベトナム語しか通じない者がほとんどです。届出に際しては、職場の同僚の協力を得る等、必ず、ご自身で通訳を手配しましょう。

ウ 国民（外国人を含む）の権利を保護するため、弁護士法に基づき資格が与えられた弁護士が存在しており、法律的な手続きを代理してもらうことも可能です。ただし、その場合は、依頼者が個別に弁護士と契約することとなります。

エ ベトナムにおいては、現在も法的インフラの整備が進められている最中であること、社会の成熟度の観点から、法的インフラの機能が十分に発揮されないこともあり得ます。また、言葉の問題、社会習慣の違いから相応の忍耐が要求される場合もあります。

オ 犯罪に対する一般的な“心得”については、「海外赴任者のための安全対策小読本」も併せてご覧下さい（[こちら](#)）。

(3) 個別リスク

ア 銃器・爆発物等

当地では、銃器について、一般的に所持が規制されています。しかし、戦争時代の名残、外国からの密輸品、国内における密造、少数民族による所有等が見られ、銃器の違法所持及び銃器を使用した殺人、強盗事件等が発生・検挙されています。

爆発物についても規制されていますが、建設現場等から横流しされる事例が指摘されており、規制が十分でないとする意見があがっています。爆発物を用いた漁法の実施、爆発物を用いた強盗、殺人・傷害等事件の発生等が報じられています。

イ 麻薬等

当地では、麻薬等について、使用することが直ちに犯罪とされていません。麻薬使用者は、まずは矯正の対象とされており（ただし、矯正の最中に繰り返し使用等することは犯罪）、麻薬等を生成、運搬（密輸）、販売、他人に使用する等、社会に拡散・普及させる行為が犯罪とされています。

特に、当地を行き来する外国人が、親しくなった人物から、知人への荷物の引き渡しを頼まれ、当地へ持ち込み又は当地から持ち出そうとした荷物の中か

ら違法薬物が発見され、麻薬等の密輸罪で死刑判決を受ける事件が見受けられます。薬物に限らず、禁制品の密輸の片棒を担ぐようなことになると、思わぬ重罪に問われるおそれがありますので、海外旅行の際、安易に他人の荷物を引き取らないようご注意ください。

ウ インターネット・クレジットカード犯罪等

当地でも、インターネットが普及しており、ネット社会がすすみつつあります。オンラインによる決済等も可能となっているところ、不正なアクセス等を通じた商品の購入及び支払い等の事件が摘発・検挙されています。また、主要都市では、クレジットカードの使用も可能ですが、スキミング、偽造、不正使用等の事件が摘発・検挙されています。

エ 汚職

当地では、汚職は、官民間わず大きく社会問題化しており、ベトナム当局も対策を強めており、毎年、複数の事件が摘発・検挙されています。汚職を通じて国家に重大な損害を与えた場合には、死刑判決や終身刑が下されています。

オ 犯罪組織等

当地では、サー・ホイ・デン（黒社会）、マフィア、ギャング、シンジゲート等と呼ばれる犯罪組織について報道されており、その活動が認められます。犯罪組織は、麻薬・武器取引、密輸、経済活動への干渉（契約・取引の強要、金融、不動産、労使紛争への介入等）へ関与していると見られます。

2 当地における最近の犯罪発生状況

(1) ベトナム国内では、例年、年末に、その年ごとの犯罪発生状況について、全国警察会議の場で公表されます。2013年中の犯罪件数は次のとおりです（第69回全国警察会議）。なお、公式な犯罪統計を閲覧できるインフラは整備されていません。

ア 犯罪件数：4万4,033件（前年比+18.6%）

被逮捕者数：88,259人

暴力団被逮捕者数：2,643人

イ 経済違反件数：1万2,573件

ウ 薬物事件件数：1万8,384件

被逮捕者数：2万8,543人

薬物押収量：ヘロイン641キロ及び合成薬物110キロ（25万5,000錠）

エ 警察官の殉職者数：5人（受傷者数：258人）

(2) 凶悪犯（殺人、傷害、強盗、強姦）、粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯（窃盗、すり）、知能犯（詐欺、横領、偽造、贈収賄等）及び風俗犯（賭博、わいせつ）のいずれについても、事件が報じられない日はないのが現状です。

報道等を通じて得られる情報を基にした2013年のベトナム国内における（罪種別）犯罪の発生に関する当館の認識は次のとおりです。

ア 殺人・同未遂等：発生が認められます。邦人の被害に関する情報があります。

イ 強盗・同未遂等：認められます。邦人の被害に関する情報があります。

ウ 誘拐・人身売買：発生が認められます。

エ 傷害・暴行：発生が認められます。

オ ひったくり：発生が認められます。邦人の被害に関する情報があります。
カ スリ・置き：発生が認められます。邦人の被害に関する情報があります。
キ 忍び込み、空き巣等：発生が認められます。邦人の被害に関する情報があります。

(3) 最新の犯罪情勢等については、当館において四半期ごとに更新している「海外安全対策情報」も併せてご覧下さい ([こちら](#))。

(4) 当地における一般的なテロ情勢については次のとおりです。テロ・反日、誘拐等対策について、詳しくは「テロ・誘拐情勢」をご覧下さい ([こちら](#))。

ア 当地では、ベトナム統一以降、現在（H26. 3）まで、テロの発生はみられません。ベトナムに対するテロの実行を呼び掛ける声明等は認められません。

イ 当地は、対日感情が悪い土地ではありませんが、アジア各地からの出身者が滞在しており、反日的な気運の高まりによっては、第三人による反日行為の可能性について、注意が必要です。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 防犯における、最大の優先事項は「生命・身体の安全」です。「物」は代替がききますし、補償も可能です。迷った際には、常にこの優先順位を思い出しましょう。

(2) 防犯という言葉には、次の3つの手段が含まれています。

ア 予め、犯罪に遭遇する可能性（条件）を避ける。

イ 犯罪に遭遇した場合に、被害とならない又は被害を低減させる工夫をする。

ウ 発生してしまった被害の回復措置を講じる（保険等による物的補償、犯人の処罰請求（警察への届出）による心理的回復等。）。

(3) 住居

ア 基本的には、「海外赴任者のための安全対策小読本」に掲載されている内容の設備を備えておくことが効果的です。ご一読下さい ([こちら](#))。

当地においても、犯罪に遭遇する可能性を避けるためには、外国人が多く住む地域において、セキュリティ設備の整った集合住宅に住むことが理想的と考えられます。しかし、外国人の居住する地域においては、戸建て住宅を狙った窃盗犯人が逮捕されているほか、集合住宅では従業員やその手引きによる盗難事件等の発生が認められます。

イ 最近では、ベトナム人社会と密着する場所に住居を定める在留邦人も見られます。

ハノイ市の都市部では、住宅は、鉄筋コンクリート・一部レンガ造・複数階の集合住居が一般的です。間口が狭く縦に長い長屋型で、場合によっては複数の壁面が隣家と接しているものもあります。同一建物内の各階又は各部屋ごとに世帯が入居していることが多いものと推察されます。このような状況から、次のようなリスクが認められ、対策が必要です。

(ア) 隣家との狭い隙間を利用した、いわゆる“壁伝い”の方法により、高い位置にある開口部からも侵入されることがあります。開口部の確実な施錠、開口部への格子の設置、ガラスへの侵入防止フィルム貼付の措置を講じましょう。

(イ) 居室入口の鍵を変更しておらず、過去の住人等が鍵を所有していることや、施錠したはずのシリンダー錠がちょっとしたコツで開けられてしまうことがあります。入居時の鍵の交換、頑丈な門（かんぬき）及び南京錠の設置等でリスクを軽減できます。

ウ 生命保険等以外にも、盗難被害を補償する保険が販売されております。必要に応じて契約してリスクを軽減しましょう。また、配電設備の老朽化・鼠咬・埃の蓄積等、開口部が少ないこと等による火事への弱さが指摘されており、この点注意が必要です。

(4) 外出時

ア 当館に寄せられた内容を基に、在留邦人の皆様において、外出中注意していただきたい事例は次のとおりです。

(ア) 新規オープンしたショッピングモール、イベント会場、路線バス等の混雑箇所におけるスリ

現金等は複数に小分けにして持つとリスクを軽減できます。大切な物はチャック付きの内ポケット等に身につけるようにします。内ポケットにチャックがない場合はご自身で付けましょう。刃物でバックを切られる手口も見られることから、バックに防刃繊維を用いたものを購入すると更にリスクを低減することができます。

(イ) 路上におけるひったくり

オートバイがすり抜けざまにひったりをする手口が発生しています。携行品を道路側に持つことは止めましょう。つり紐で体から離して携行する肩掛けかばん等や持ち運びが便利な手提げかばん等はリスクを高めます。つり紐を用いたものは、引っ張られて転倒する可能性があり特に危険です。路上を歩いている途中に付近を見回す等、警戒する素振りを見せることでリスクを軽減することができます。

(ウ) タクシートラブルから派生する事件

稀に、行き先地と異なる場所で停車し目的地まで行くための追加料金を要求されたり、突然乗り込んできた人物から同乗及び支払いを強要されたりする事案があります。普段から信頼できる会社のタクシーを利用し、かつ信頼できる会社のタクシーであったとしても、タクシーのナンバー等を確認しておきましょう。万一、トラブルが生じた場合には、身の安全確保を最優先とし、状況に応じ、事後にタクシー協会等に連絡して必要な措置を講じましょう。

ハノイ・タクシー・ホットライン（ハノイ・タクシー協会）：

(04)3771-0851, (04)3852-5252

イ 万一、外出先でトラブルが生じた場合には、ベトナムの社会が提供する仕組みを利用することができます。ベトナム文化・スポーツ・観光省では、ハノイ市とホーチミン市に外国人用ツーリストデスクを設置しています。デスクは全国から電話で利用でき、外国人をサポートしてくれます。

ツーリスト・サポート・センター：47 Hang Dau, Hoan Kiem, Hanoi

094-679-1955（24時間）

(5) その他

このほか、当館に寄せられた内容を基に、在留邦人の皆様において、気をつけていただきたい事例は次のとおりです。

ア 現金を貸した相手が雲隠れするケース(予め騙し取る意思がある場合は詐欺) 現金を貸した邦人又はベトナム人が雲隠れするケースが見られます。手口は給料前を理由とした生活費の寸借、生活困窮への支援、闘病中の家族への支援、交際中の異性からの要求、開業への支援等が見られます。

浪花節の話には特にご注意を。特に、貸し出した相手が邦人だからといって安心はできないので注意して下さい。

イ 会社資金のベトナム人社員による不正使用

見込みがあるベトナム人社員を責任ある地位に就けた途端、書類の改ざん、取引先の変更(キックバックのため)、手当の不正受給、経費水増し等が行われる被害が見られます。

ウ ベトナム人パートナーとのトラブルに伴う事件(暴行、脅迫、監禁等)

合弁を組んだベトナム人パートナーとの間で、資本の変更、株式の譲渡、投資設備の返還等をめぐりトラブルが生じた際、数人に取り囲まれて内容の分からないベトナム語の書類にサインを強要される、襲撃(暴行)に遭う、出国できないように仕向ける等の脅迫(当地では、刑事責任を審問されている(容疑を掛けられている)、決定・行政違反制裁等の義務の不履行、民事被告等に該当する外国人が出国を差し止められることがあります。)を受ける等が見受けられます。

エ 親しくなった人物からの荷物の輸送依頼

たとえ親しくなった人物からであっても、中身の分からない荷物を持ち運ぶことは絶対に行わないで下さい。当地では、知人から搬送を頼まれた荷物の中に違法な薬物が入っており、出入国の過程で発覚し逮捕され、裁判の結果、麻薬等の密輸の罪で死刑判決を受ける外国人がいます。

Ⅲ 交通事情と事故対策

1 当地の交通事情一般

(1) 概況

ベトナムでは、経済成長に伴い、都市部の人口の増加、車両の増加等に伴う道路の混雑及び交通事故が深刻化しています。車両の運転は運転免許制度が設けられており、車両は右側通行とされている等、一般的な交通規則は道路交通法により定められています。しかし、人びとの行動習慣が新しい交通環境に追いついていけない状況が見受けられます。都市部では、信号や道路標示が適切に整備された場面等において、徐々に、運転手が規制に従う傾向を示していますが、それ以外の場面においては、遵法意識のほか、弱者優先、譲り合いといったマナーについても根付いていないのが現状です。

他方、郊外では混雑は少ないものの、スピードが出せるために、事故が一端発生すると、被害が大きくなる傾向が見受けられます。

(2) 交通事故の発生状況

2013年中の発生は次のとおりです(国家交通安全委員会報告)。近年、在留邦人が当事者となる重大な交通事故の発生が認められます。

- ア 件数：29,385件
- イ 死者数：9,369人
- ウ 負傷者数：29,500人
- エ 交通違反件数：553万6,203件

2 事故対策

- (1) ベトナム政府は国家交通安全委員会を組織し、交通安全政策に取り組んでいます。交通インフラの整備、交通安全教育、取締りの推進等に取り組んでいますが、交通事故の増加になかなか歯止めが掛けられないのが現状です。
- (2) ベトナムの交通事情からは、公共交通機関、タクシー、運転手付きの自家用車等の使用をお勧めしますが、オートバイの運転を希望する方もいるものと考えられます。また、当地で生活する上で、道路を歩行することは避けられません。ついては、次の点に十分注意して、交通安全を心掛けてください。

ア ベトナムの道路事情への対応

ベトナムでは、日本では馴染みの薄いロータリー、二段階左折方式（左折するために一端右折し、交差する道路へ入り直す）等の交差点が見られます。都市部における一方通行規制も非常に多く見られます。ベトナム人の中には、これらの場面においてルールに従わず、無理矢理割り込みする者や逆走する者等がいます。

また、歩道をバイクが走行したり、バイクの駐輪場と化しており、歩行者が歩道を歩けない場面や、信号の変わりが早く、歩行者が道路を渡りきらないうちに信号が変わってしまう場面も見られます。特に、歩行者が道路を横断する場合は、向かってくる車両のみに注意するだけでなく、逆走してくる車両にも注意しなければなりません。

イ ベトナムの法律の遵守

当地では、日本国の運転免許証又は国際運転免許証は有効ではありません。自動車又はバイクを運転する場合には、必ず、ベトナムの運転免許を取得してください（日本の運転免許証から一部切替えが可能。）。また、当地においても、無免許、飲酒（酒気帯び）運転、速度超過、信号無視等の行為は交通違反です。オートバイ乗車時にはヘルメットの装着が義務付けられています。ベトナムの道路交通法を遵守しましょう。

ウ 保険への加入

強制保険の制度はありますが、補償額が少額であったり、失効後、無保険のまま放置されてしまうことが多いことが指摘されています。強制保険は必ず加入しましょう。また、強制保険の不足分を補う任意保険も販売されています。ご自身の条件に合わせて組み合わせましょう。

エ 事故発生後の対応

交通事故が犯罪に該当するものでない場合、事故の解決は、ベトナムにおいても、当事者間の示談で行われます。交通事故の示談では双方の言い分がすれ違うこともしばしばです。無用の議論を避けるためにも、ドライブレコーダー（車載カメラ）等を備え付けることも一つの方法です。

オ 交通事故の警察への届出

当地では、交通事故が発生した場合、それが人身事故である場合には警察に

届け出なければなりません。物損事故の場合には、故意により一定以上の損害が生じ又は過失により重大な損害が生じた場合には、警察に届け出る必要があります（当たった、擦った、転倒した程度の事故が警察に届け出されない場面も日常的に見られます。）。

交通事故が発生した現場の土地柄（農村、少数民族居住地等）によっては、多数の群衆に囲まれることがあります。群衆から襲撃されそうな気配を感じた場合は、すぐに現場を離脱して身の安全を確保した上、事後に警察に届け出る等、臨機応変な対応もやむを得ません。

交通警察官はベトナム語しか通じない者がほとんどです。交通事故の処理に際しては、職場の同僚の協力を得る等、必ず、ご自身で通訳を手配しましょう。

Ⅲ 緊急事態対処マニュアル

1 在留届の重要性

緊急事態発生時の安否確認は、「在留届」を基礎として行います。在留邦人におかれては、必ず「在留届」を提出ください。また、このような事情から、在留届は常に最新の状況が反映されることが理想となります。転出や変更があった場合も速やかにお届けください。

2 在留時のリスク

(1) 総論

ア この「安全の手引き」において、緊急事態とは主に次の事項を想定しています。

(ア) 大規模自然災害（地震、津波、風水害、火山災害等で多数の死者、行方不明者を伴うもの）

(イ) 重大事故（海上、航空、鉄道、道路等に関する事故で多数の死者、行方不明者を伴うもの、有害な物質等の流出・拡散事故、大規模な火災、爆発事故等で影響が広域、多数の人員に及ぶもの等）

(ウ) 重大事件（ハイジャック、人質、テロ事件、大規模な騒乱、暴動等）

(エ) 武力攻撃事態（国外からの武力攻撃）

(オ) その他（感染症のパンデミックで多数の死者を伴うもの等）

イ 防災の観点からは、「自助・共助・公助」の考えに基づいて行動することが効果的であるとされています。このことは、緊急事態対処においても同じであると考えられます。

(ア) 自助：日ごろから生活必需品の備蓄や所持品の整理を行い緊急事態に備えたり、緊急事態時には事前に避難したりする等、自分の身は自分で守りましょう。

(イ) 共助：同じリスクを共有する者同士が互いに助け合うことで、勤務先等における協力や、地域における弱者支援等、周りの人たちと助け合いましょう。

(ウ) 公助：国等の公的機関が行う支援のことをいい、緊急事態の発生に際しての安否確認に関する支援、旅券の緊急発給に関する支援、国際救助活動・救援物資輸送、外国への便宜要請等となります。

(2) 個別リスク

ア 大規模自然災害

当地には、主に、台風及び洪水の災害リスクがあるとされています。また北部では複数の断層が確認されており地震のリスクがあるとされているほか、中部沿岸地域はマニラ海溝で地震が発生した場合の影響による津波のリスクがあるとされています（アセアン災害リスク管理イニシアチブ、国連報告書）。

イ 重大事故

遊覧船の沈没事故等の水難事故、バスの交通事故等の発生が散見されます。特に遊覧船等を利用する場合は、営業許可を適切に取得している等信頼の置ける業者を利用しましょう。

ウ 重大事件

反政府武装勢力による蜂起は認められません。また、ベトナムに対するテロ攻撃を呼び掛ける声明等は認められません。このほか、国家の統治及び社会の安寧秩序を著しく不安定するような、かつ、差し迫った事態は認められません。

エ 武力攻撃事態

周辺国との間で国際的な問題が存在しますが、差し迫った事態は認められません。

オ その他（感染症のパンデミックで多数の死者を伴うもの等）

国内で鳥インフルエンザ（H5N1）が発生している地域が複数認められます。

（3）緊急連絡先の確認

ア ベトナム当局

ベトナムに滞在する外国人に関すること全般については、各級人民委員会外務局が担当することとされています。また、邦人保護に関し、実際に現場で活動するものは各人民公安（警察）となります。このため、2つの機関は非常に重要な位置づけと言えます。

イ 日本国大使館

緊急事態対処においては、情報入手の速さが極めて重要です。緊急事態の兆し、発生の情報がある場合には、邦人の所在及び安否と併せ、速やかに大使館へも情報提供してください。

ウ 日本国内の緊急連絡先

緊急事態の発生地域においては電話等が不通となる可能性が考えられます。日本国内の家族、勤務先等へ連絡するとともに、当地からの連絡が不通となった場合の我が国外務省等への通報を要請しておきましょう。

（4）家族等身近な者とのルール等の確認

当地において一緒に滞在している家族、同僚等、身近な人たちと次の点について、予め決めておきましょう。

ア 一時的な集合（避難）場所、移動手段（車の乗り合わせ等）

イ 連絡手段

ウ 必要物資の一時的な備蓄等

2 緊急時の行動

（1）情報収集

ア ベトナム当局の発表

ベトナムでは、緊急事態が発生した（又は発生が予想される）場合、次のメディアで声明が発出されることとされています。タイムリーな情報を得るために、必ず、ご自身で直接、情報の確認をお願いします。

- (ア) 国営テレビ
- (イ) ベトナムの声（ラジオ）
- (ウ) ベトナム・ニュース
- (エ) 人民新聞（ニャンザン）

イ ベトナム当局の窓口

各級人民委員会（外務局）が公式な窓口となりますが、緊急の場合は、人民公安（警察）等へも問い合わせましょう。

ウ 緊急事態発生時におけるラジオ放送等

- (ア) NHKワールドのラジオ国際放送（ラジオ日本）及びVOV（ベトナムの声）
日本語放送で情報が提供されますので、両放送が受信できる6MHzから21MHzの周波数帯を有する国際放送対応の携帯用ラジオの所持をお勧めします。

両放送の放送時間と周波数は以下のとおりです。

- a NHKワールド・ラジオ日本（日本語短波放送）
放送時間（ベトナム時間（日本時間）） 放送周波数（2014年3月現在）
04:00-06:00（06:00-08:00） 11665kHz
09:00-12:00（11:00-14:00） 17810kHz
15:00-16:00（17:00-18:00） 17585kHz
16:00-22:00（18:00-00:00） 11815kHz
- b VOV・ベトナムの声（日本語短波放送）
放送時間（ベトナム時間（日本時間）） 放送周波数（2014年3月現在）
05:00-05:30（07:00-07:30）（再） 9840/12020kHz
18:00-18:30（20:00-20:30） 同 上
19:00-19:30（21:00-21:30） 同 上
21:00-21:30（23:00-23:30） 同 上

※（再）は再放送

ウェブサイト：<http://vovworld.vn/ja-JT/introsection.vov>

(イ) 大使館からのメール送信及びFM放送

在留届を届け出る際にご登録いただいたメールアドレスに対し、情報を発信します（大規模災害用緊急一斉通報機能（通称INSIDE））。

また、緊急事態発生時には、当館から、FM放送（88.8MHz、現地時間で09:00及び20:00からそれぞれ15分間程度）を通じて情報を発信する予定です。

(2) 安否確認

ア 在外公館への安否連絡

緊急事態が発生した（又は発生が予想される）地域に滞在する邦人におかれましては、お勤め先、邦人コミュニティ等を通じ取りまとめて、又はご家族及び個人で、安否に関する情報について、積極的に、外務省又は大使館にご連絡ください。

イ オンライン安否照会システム

外務省では、緊急事態が発生し、必要と判断される場合、外務省海外安全ホームページ（[こちら](#)）上にオンラインによる安否照会システムを立ち上げることであります。電話は混雑が予想されるので、オンラインによる安否照会システムについて、効果的にご利用ください。

(3) 避難・退避

ア 時期（国内・国外）

状況を取引りして段階的に、必要な場合は思い切って全員退避を決断しましょう。迷った際には、安全は全てに優先することに立ち返りましょう。

（例）緊急事態が発生していない都市への一時移動

同伴家族の先行帰国

通常業務を縮小した上の弱者（女性等）先行帰国等

イ 退避経路

（ア）ベトナムの国土は南北に長く、東側及び南側は海（南シナ海及びタイ湾）、北側及び西側は陸続き（中国国境、ラオス国境及びカンボジア国境）となっています。ベトナム大使館管内の国境ゲートは32箇所になりますが、現在、平時において、外国人の通過が許されているのは、次の13箇所です（凡例／QL：国道、AH：アジアハイウェイ、HCMR：ホーチミンルート、TL：県道。__下線は移動距離が比較的短いもの。）。

a 中国－ベトナム国境（主要5箇所）

①モンカイ（Mong Cai, クアンニン省）

ハノイから約306 km, 主要経路 QL31, QL4, BQL18

②ホアンモー（Hoanng Mo, クアンニン省）

ハノイから約280 km, 主要経路 QL31, QL4B, QL18C

③チーマ（Chi Ma, ランソン省）

ハノイから約190 km, 主要経路：QL1A, QL4B, TL236

④フーギー（Huu Nghi, ランソン省）

ハノイから約195 km, 主要経路：AH1, QL1A

⑤ラオカイ（Lao Cai, ラオカイ省）

ハノイから約325 km, 主要経路：QL2, QL70

b ラオス－ベトナム国境（主要7箇所）

①タイチャン（Tay Trang, ディエンビエン省）

ハノイから約485 km, 主要経路：QL6, QL279

②ナメオ（Na Meo, タインホア省）

ハノイから約470 km, 主要経路：QL6, HCMR, QL217

③ナムカン（Nam Can, ゲアン省）

ハノイから約470 km, 主要経路：HCMR, QL48C,

④カウチェオ（Cau Treo, ハティン省）

ハノイから約435 km, 主要経路：HCMR, QL8A

⑤チャロ（Tra Lo, クアンビン省）

ハノイから約530 km, 主要経路：HCMR, QL12A

ダナンから約440 km, 主要経路：QL1, HCMR, QL12A

⑥ラオバオ (Lao Bao, クアンチー省)

ダナンから約 305 km, 経路: QL14G, HCMR, QL9

⑦ポイ (Po Y, コントウム省)

ダナンから約 245 km, 主要経路: QL14B, HCMR, QL40

c カンボジアーベトナム国境 (主要 1 箇所)

①レータイン (Le Thanh, ザーライ省)

ダナンから約 415 km, 主要経路: QL14B, QL14, QL14C

(イ) 主要な港町及び主要な水上交通は次のとおりです。

a 主要な港町

①ハロン (Ha Long, クアンニン省), ②ハイフォン (Hai Phong, ハイフォン市), ③クアロー (Cua Lo, ゲアン省), ④ダナン (Da Nang, ダナン市), ⑤クイニョン (Quy Nhon, ビンディン省)

b 主要な水上交通

ホン川 (ハノイータイビン), ドゥオン川 (ハノイーハイフォン)

(ウ) 国際空港が封鎖された場合には, 緊急事態の発生地を避けて陸上又は水上を移動することとなります。ハノイから陸路で国外退避する場合, 数百キロの道のりを移動しなくてはなりません。

ハノイ市からホン川及びドゥオン川の水上交通を利用して南シナ海まで出ることが可能ですが, 人員輸送のためのインフラとしては十分でないと考えられます。しかし, 有効な陸上の移動手段を持たない場合は選択肢の一つとなる可能性が考えられます。歴史的にはホン川をさかのぼりラオカイまで到達できたことが記録されています。

(6) その他

災害等に関し, 地域によっては, 昔ながらの防災の知恵が息づいているところもあります。例えば, 洪水時, 道路, 住宅等が冠水することは慣例となっており, 身の回りの大切な物だけ携行し, 水かさの増加に合わせて高いところへ移動する (水かさの減少に伴い戻る), 小船を出して一時的に水上生活に移行する等の行動が見られることがあります。場合によっては, ベトナム流のやり方に合わせて, 最も過酷な状況を一時的に乗り切ることも必要です。

IV 緊急連絡先等

携帯電話から電話する際、及びハノイ市外の地域から電話する際は、ハノイ市の市外局番の「04」を頭に付けてください。

1 警察、消防等

(1) ハノイ市警察 (公安)	3942-3076
	3942-4244
(24時間受付窓口)	3939-6100
イ ハノイ市交通警察	3939-6253
ウ ハノイ市出入国管理局	3822-0579
(24時間受付窓口)	3939-6218
エ 警察 (緊急)	113
オ 消防 (緊急)	114

- カ 救急（緊急） 115
- キ ノイバイ空港 3884-0008
- 2 医療機関
- ア ハノイファミリーメディカルプラクティス
298 Kim Ma 3843-0748
（緊急時） 090-3401-919
日本人スタッフ勤務
- イ ハノイフレンチホスピタル
1 Phuong Mai 3577-1100
（日本人専用デスク） 3576-0508
日本語スタッフ勤務
- ウ インターナショナルSOSハノイクリニック
31 Hai Ba Trung 3934-0666
（緊急時・24時間受付） 3934-0555
- （注）緊急の場合や外出先での急病の際には、救急車（115）を呼ぶことも可能ですが、先方との対応がベトナム語のみとなるほか、最寄りの受入れ可能な病院へ搬送されることとなります。掛かり付けの（外国人向け）病院への搬送を希望する場合には、右希望する病院に連絡し、直接、救急車の手配を依頼することが大切です。
- 3 ツーリストサポートデスク（ハノイ）等
- （1）ツーリスト・サポート・センター
47 Hang Dau, Hoan Kiem 094-679-1955（24時間）
- （2）ハノイ・タクシー・ホットライン（ハノイ・タクシー協会）
3771-0851, 3852-5252
- 4 航空会社
- （1）ベトナム航空 3832-0320
- （2）日本航空 3826-6693
- （3）全日空 3934-7237
- 5 法律相談、弁護士事務所
ハノイ弁護士協会 3835-3548
- 6 在ベトナム日本国大使館
- （1）住所
27 Lieu Giai Street, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam
- （2）電話番号
- 代表電話 3846-3000
- 代表FAX 3846-3043
- 領事班直通電話 3846-3013
- 領事班直通FAX 3846-3046
- 領事班Eメール ryouji32@hn.vnn.vn
- 緊急時・夜間・休館日 3846-3000（緊急コールセンター）
- （3）開館時間
08:30-17:15

(土日、ベトナムの祝祭日及び日本の祝祭日のうちの一部は休館日)

7 緊急時の言葉 (ベトナム語)

- 「泥棒」 アンカップ
- 「助けて」 ズップトーイ
- 「警察」 コンアン
- 「救急車」 セーカップキュウ
- 「火事だ」 チョイゾーイ
- 「病気です」 オム
- 「医者を呼んでくれ」 ゴイ バックシー
- 「警察を呼んでくれ」 ゴイ コンアン
- 「電話」 ディエントアイ

(了)